

議 事 録

令和3年7月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和3年第8回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年7月5日(月) 13時28分から14時30分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江智紀 局長補佐兼農政係長：一法師 進
局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

2名 9番 光永 太 2番 守川 千穂

5. 議題

議案第48号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第49号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権の設定許可申請
議案第50号 空き家附属農地の指定について
議案第51号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第52号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第53号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第54号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
議案第55号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第56号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第11号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第12号 農地法第4条第1項の規定による届出

1. 開 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○局長（入江智紀君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数 14 名全員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会が成立することをご報告します。

2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 3 年第 8 回総会を開会致します。

3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、1 番多久正光委員、2 番守川千穂委員にお願いします。

4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 48 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転を議題とします。まず、農業委員本人の申請となる、提案番号 105 番を除き、提案番号 96 番から 117 番までについて、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 48 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請でございます。

提案番号 96 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅の隣りであることから耕作便利です。

調査書の 1 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 97 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 2 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 98 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は贈与によるものです。

調査書の 3 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 99 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得です。

譲受理由は、譲受人所有の別荘周辺であることから、耕作便利による取得です。

調査書の 4 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 100 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地を宅地に転用予定であることから、耕作便利による取得です。

調査書の 5 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 101 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

本案件は、山鹿市が定める別段面積 1 アール要件による取得です。

譲受理由は、空き家に附属する農地の取得に係る分で、耕作便利による取得です。

調査書の 6 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 102 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、贈与によるものです。

調査書の 7 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 103 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地の取得です。

調査書の 8 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 104 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅の隣りであることから、耕作便利による取得です。

調査書の 9 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 106 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、隣接地取得です。

調査書の 11 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 107 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人所有の牧場の周辺であることから耕作便利による取得です。

調査書の 12 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 108 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 13 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 109 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅の隣であることから耕作便利による取得です。
調査書の 14 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 110 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接地取得です。
調査書の 15 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 111 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、隣接宅地する宅地を購入予定であることから、耕作便利による取得です。
調査書の 16 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 112 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人所有の農地周辺であることから、耕作便利による取得です。
調査書の 17 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 113 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得です。
調査書の 18 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 114 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得です。
調査書の 19 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 115 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得です。
譲受理由は、隣接地を宅地に転用予定であることから耕作便利による取得です。
調査書の 20 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 116 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は、贈与によるものです。
調査書の 21 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

提案番号 117 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。
譲受理由は贈与によるものです。
調査書は 22 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。
以上 21 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 96 番から 99 番を北部地区担当委員

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 96 番から 99 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 100 番から 104 番、並びに 106 番から 110 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 100 番から 104 番、並びに 106 番から 110 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 111 番から 117 番を東部地区担当委員

8 番（米岡一利君）

提案番号 111 番から 117 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。提案番号 105 番を除き、議案第 48 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、提案番号 105 番を除き、議案第 48 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

○議長（坂本照子君）

引き続き、議案第 48 号のうち、9 番光永委員本人の申請である、提案番号 105 番について審議します。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、光永委員は審議への参加をご遠

慮願います。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

提案番号 105 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、親子間の贈与です。

調査書の 10 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 105 番を南部地区担当委員

3 番（森喜代輝君）

提案番号 105 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。提案番号 105 番は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、提案番号 105 番は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 49 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地等の使用収益権の設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 49 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請でございます。

提案番号 10 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定 10 年です。

調査書の 23 ページに審査内容を記載しており、許可相当と判断しております。

以上 1 件でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 10 番を北部地区担当委員

11 番（廣松久喜君）

提案番号 10 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 49 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 50 号、空き家附属農地の指定を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第 50 号、空き家附属農地の指定です。空き家に附属した農地の指定について、下記のとおり申請があったので、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積に係る規定の適用に関する要綱第 6 条第 1 項の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるとでございます。

提案番号 2 番、申請地及び申請人等は記載のとおりでございます。

本案件は、山鹿市空き家バンクに登録された空き家であることを確認しております。

申請地は、農用地区域外にある未整備の農地であり、遊休農地化の恐れがあるため、空き家に附属した農地に指定しても、支障は無いと思われま

す。なお、本総会で決定し、公示を行った後、次回以降の総会で、山鹿市農業委員会が定める別段面積、1 アール要件による所有権移転許可申請がなされる予定です。

以上 1 件です。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明がおわりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第50号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第51号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案第51号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号7番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田2筆計1,385㎡にスギ、クヌギを植林し、山林に転用する案件です。なお、申請地は数年前から植林されており、始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号8番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田224㎡に車両の転回場を整備し、余剰部分にスギ18本を植林する案件です。なお申請地は、昭和63年頃から転回場及び山林となっており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号9番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑379㎡を、隣接する宅地の一部として転用する案件です。

なお、申請地は、申請人が相続した平成24年以前から宅地として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号10番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の畑929㎡を廃車置き場として転用する案件です。なお、申請地は、平成20年頃から廃車置き場として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 11 番及び議案第 52 号提案番号 54 番から 55 番までの 4 件は同一事業による申請であるため、一括して説明いたします。

土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載の通りです。

転用者は法人で、自己所有の畑 5 筆と他者所有の畑 3 筆を取得または貸借権を設定し、計 8 筆 13,776 m²を牛舎、堆肥舎、排水処理施設、飼料原料倉庫等として転用する案件です。

調査書の 32 ページから 33 ページ及び 46 ページから 51 ページに、立地基準及び一般基準の双方の基準を記載しており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、5 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 7 番から 9 番を北部地区担当委員

1 2 番（田中春雄君）

提案番号 7 番から 9 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 10 番から 11 番を北部地区担当委員

7 番（廣田幸徳雄君）

提案番号 10 番から 11 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 番（多久正光君）

提案番号 11 号の土地利用計画図の中で、申請地の中央部分付近の牛舎と堆肥舎の間に道路があるようですが、この部分を含めたところでの転用になるのですか？

○事務局（北原薫君）

今回の事業計画で、配置排水計画の中央付近にある道路は、里道で、そのまま残される計画でございます。

1 番（多久正光君）

里道であれば、一般的に誰でも自由に通れると思いますが、隣接する耕作地等への影響はないですか？

○事務局（坂口美治君）

今回の事業計画内に里道がありますが、里道上に構造物を建てるような計画はなく、里道の幅をそのまま残す形となっております。

また、委員の質問のとおり、里道につきましては、誰でも自由に通る事は可能でございますが、今回の案件は、部外者が牛舎や堆肥舎等の施設内を通行することは、現実的に考えて無理がありません。

隣接農地へ行くには、この里道を通る外に、南側の市道から出入りが可能でございますが、隣接地はいずれも、申請人名義の農地であり、今回の計画に影響はないと判断しております。

○議長（坂本照子君）

多久委員よろしいでしょうか？

1番（多久正光君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第52号、農地法第5条第1項の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第52号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号48番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田499㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の34ページに立地基準を、35ページに一般基準を記載しており、本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号49番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田348㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の36ページに立地基準を、37ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号50番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田878㎡を取得し、建売住宅3区画分として転用する案件です。

調査書の38ページに立地基準を、39ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 51 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 135 m²を取得し、申請人の所有する借家の駐車場として転用する案件です。なお、申請地はすでに駐車場として利用されており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の 40 ページに立地基準を、41 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 52 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、660 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。

なお、申請地はその一部 334 m²を平成 16 年に許可を得られていましたが、この度、許可を受けた面積以上の農地を宅地に転用していたことが分かったため、改めて分筆と追加の転用申請を行われたものです。このことについて始末書の提出があるため、追認となります。

査書の 42 ページに立地基準を、43 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 53 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田及び畑計 528 m²に使用貸借権を設定し、農業用資材・農機具駐車場として転用する案件です。

なお、申請地はすでに造成が完了しており、そのことについて始末書の提出があるため、追認となります。

調査書の 44 ページに立地基準を、45 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

提案番号 54 番から 56 番は、議案第 51 号提案番号 11 番で説明をしておりますので、説明は割愛させていただきます。

なお、提案番号 54 番は賃貸借権の設定、55 番は使用貸借権の設定、56 番は所有権の移転を行うものです。

提案番号 57 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、344 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。

調査書の 52 ページに立地基準を、53 ページに一般基準を記載しており、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、10 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 48 番から 56 番を南部地区担当委員

9 番（光永太君）

提案番号 48 番から 56 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお祈いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 57 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 57 番は、現地調査及び事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議方よろしくお祈いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお祈いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 52 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お祈いします。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 53 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。まず、農業委員本人の申請となる、提案番号 22 番を除き、提案番号 18 番から 21 番について事務局より議案の説明をお祈いします。

○事務局（一法師進君）

議案第 53 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

今回の案件は、熊本県農業公社の買入れが 2 件、熊本県農業公社からの売り渡しが 2 件、相対によるものが 1 件です。

提案番号 18 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 19 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 20 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 21 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

提案番号 18 番から 21 番の案件につきましては、6 月 14 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

なお、提案番号 18 番から 21 番に係る調査書については、54 ページと 55 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号 22 番を除き、議案第 53 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、提案番号 22 番を除き、議案第 53 号は、原案のとおり決定いたしました。

引き続き、議案第 53 号のうち、2 番守川委員本人の申請である、提案番号 22 番について審議します。業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、守川委員は審議への参加をご遠慮願います。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

提案番号 22 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

この案件については、農用地区域以外の農地を含むため農業公社を通した農地売買等事業の対象とならないため、相対での売買です。

6 月 17 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。

提案番号 22 番に係る調査書については、56 ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号 22 番は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、提案番号22番は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第54号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第54号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転で中間管理機構に係る分でございます。

今回の利用権設定は、新規設定21件、その面積は58,423㎡でございます。

提案番号58番から62ページの提案番号78番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、大豆・麦・水稻を作付け予定でございます。

なお、ただいま説明した申請に係る調査書については、別紙調査書57ページから58ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第55号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第55号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が7件、再設定が1件でその面積は、29,979㎡でございます。

提案番号230番から66ページの提案番号236番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。作付けについては、水稻、野菜等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は59ページから63ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第56号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第56号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号30～31番については、隣接しているため一括して説明します。

土地の所在等につきまして、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2の現地写真の25～26ページに掲載のとおり、雑木等が繁茂している状態で、申請地の周囲は山林に囲まれるなど、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

提案番号32番の土地の所在につきましては、議案書記載のとおりです。

現地の状況は、別紙2の現地写真の27ページに掲載のとおり、雑木等が繁茂している状態で、申請地の周囲は山林に囲まれるなど、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長 (坂本照子君)

次に、報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 3 年 5 月に届出がありました件数は 12 件、筆数の合計は 67 筆、面積の合計は 80,663 m²でございます。詳細につきましては、69～70 ページ以降に記載しております。
以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第 11 号は終わります。

次に、報告第 12 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 (坂口美治君)

報告第 12 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について報告いたします。

農地法第 4 条第 1 項において許可が不要とされている案件で、令和 3 年 4 月に届出がありました件数は 1 件、土地の所在等については記載のとおりで、転用の内容は畜舎等の建設でございます。以上でございます。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第 11 号は終わります。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもって令和3年第8回総会を閉会いたします。

-----○-----
6. 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもって閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

1番 農業委員

多又正光

2番 農業委員

守川千穂